

## 医療的ケア児の保育所等受け入れガイドラインについて（案）

### ■ 概要

令和3年9月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する（第5条関係）とされました。そこで、ガイドラインを策定し、本市の公立保育所等において、医療的ケアが必要な児童が入所する場合には、児童の状態に応じ、医療的ケアを安定的に実施できる体制を整えることとします。

### ■ 対象園

- ・市内公立保育所及び幼稚園

### ■ 対象児童

- ・保育所・・・原則1歳児クラス以上（0歳児クラスへの入所については、要検討）
- ・幼稚園・・・3歳児クラス以上

### ■ 受入可能日及び時間

- ・保育所・・・平日の8：30～16：30の範囲内で保育所の状況を踏まえ決定（短時間認定のみ）
- ・幼稚園・・・平日の教育時間の範囲内で幼稚園の状況を踏まえ決定（預かり保育については、要検討）

### ■ 受入可能な医療的ケアの内容

- ・経管栄養、たんの吸引（認定特定行為であり、研修を修了した保育士等が実施可能）
- ・その他の医療行為（看護師等が実施可能）

### ■ 受入までの流れ

相談→申請書の提出→園での生活を体験→障害児保育検討会議→医療的ケア実施内諾書の送付→入所申込書と指示書の提出→利用調整（幼稚園を除く）→入所決定→施設の準備→ならし期間→本格的に入所（ガイドライン7ページ参照）

### ■ 施行時期 令和5年4月1日入所から適用